

【議事録】概要

| | | | | | | |
|---------|--|---------|----------------|-----|----------|---|
| 会議名 | 芦屋港活性化推進委員会（第11回） | 会場 | 芦屋町役場 31会議室 | | | |
| 日時 | 平成30年11月15日（木） 19:00～20:15 | | | | | |
| 件名・議題 | 1 開 会 2 議 事 (1) 専門分科会検討結果の報告について (2) 芦屋港活性化の基本方針について (3) 年次計画について 3 その他 | | | | | |
| | 会 長 | 内 田 晃 | 出 | 副会長 | 小 島 治幸 | 出 |
| | | 辻 本 一夫 | 出 | | 林 知幸 | 出 |
| | | 松 上 宏幸 | 出 | | 中 西 隆雄 | 出 |
| | | 松 岡 泉 | 出 | | 河 村 拓磨 | 出 |
| | | 川 上 誠一 | 出 | | 重 岡 裕馬 | 欠 |
| | | 根 木 貴史 | 出 | | 信 安 一宏 | 出 |
| | | 久 保 尚亮 | 代 | | 北 陽一 | 欠 |
| | | 吉 瀬 幸一 | 出 | | 後 藤 了輔 | 出 |
| | | 牟 田 口 徹 | 出 | | 小 田 昭裕 | 出 |
| | | 山 田 寛 | 出 | | 須 河 内 美紀 | 欠 |
| 合意・決定事項 | ○芦屋港活性化の基本方針について、了承された。 ○芦屋港活性化整備年次計画（案）について、了承された。 | | | | | |

平成30年度芦屋港活性化推進委員会（第11回）議事録

1 議事

(1) 専門分科会検討結果の報告について

○資料1に基づき各専門分科会会長より各専門分科会の検討結果を報告。

[委員長]

○直売機能、飲食機能、海釣機能それぞれの専門分科会からご報告いただいた。事務局からもあったとおり、報告いただいた内容について議論を行うものではない。専門分科会で何度も議論したものであり、基本計画に反映して行くものと理解いただきたい。質問があればお願いしたい。

[委員]

○施設のあり方についてだが、平屋のフードコート形式という事だが、平屋であるのはどういった理由によるものなのか。

⇒当初は2階建てという事も検討はしていた。当初直売機能がもう少し大きいイメージで、直売が例えば1階にあり、飲食が2階にあって飲食から海が見える感じだというイメージも想定していたが、今回最終的な結論としては直売所機能を少し縮小し、飲食と一体的にフードコート形式にしていこうとなった為、上下に分ける空間的な必要性が無くなったこと、上下に分けると人の移動が制限される為、同じ平面の中で人が回遊できるようにした方が良いという事で平屋にした。[事務局]

⇒追加だが、基本的な考え方としてコストを抑えるという事がある。2階建てにすることで、構造体の問題やエレベーターの設置を考慮すると、その分ランニングコストがかかってくる為その点も考慮している。

前回の会議でも議論いただいたが、上屋を活用した際に、建物と機能の移転を少し視野に入れており、建物として活用し易いのは平屋であろうという事で、平屋という結論を出させてもらった。[事務局]

⇒事務局からもあったとおり、ここに2階建てを建てても素晴らしい海の眺望を期待できないという部分もあったと思う。上屋の上の部分であればアイレベルも上がるため、眺望を活かしたような機能等を入れられる。

上屋を活用できるタイミングでその前に作っておいた直売機能、飲食機能等を移転できる事を踏まえ、最初に作るものはどちらかというと簡単に作り、コストをなるべく抑えようという意図があって平屋になった経緯と思う。そういう観点と理解いただき

たい。[委員長]

⇒1つ補足で、先程説明した専門分科会の報告の中で平屋の部分の概算事業費と海釣の概算事業費が出ているが、あくまで概算であることをご理解いただきたい。[事務局]

(2) 芦屋港活性化の基本方針について

(3) 年次計画について

○議事2について資料2に基づき事務局より説明

議事3について資料3、資料4に基づき事務局より説明

[委員長]

○今後の芦屋港活性化に関わる重要部分を説明いただいた。今までの委員会の中でどういふ段階的整備を行うのか、砂事業者が居る中で一気にやる事はできないというコンセンサスは皆さんできている。整備できるタイミングで徐々に1期～3期と言う形で進めていくという方向性は今まで議論して来たが、今回はそれを具体的な平面図とパースを用意しているので皆さんもイメージが付きやすいと思う。またそれに加えてそれぞれの分科会で議論いただいたものを反映した基本方針という事で示している。今までの説明について質問があれば承りたい。

[委員]

○複合施設の1号上屋の活用が1つのコア施設と思う。年次計画で行くと第2期となっている。当然業者との交渉があり、致し方ないと思うが、業者との交渉がうまくいけば前倒しという事もありえるのか。

⇒早めに事業者との交渉が済めば、順次上屋のリニューアルについて着手し前倒し、また平屋に入れる予定だった機能も含めて検討したいと考えている。[事務局]

⇒8年間ある。2期目から年次計画では矢印が出ているが、順次交渉等はしていただきながら、早く開業できる分は早く開業した方が効果は早く出る。検討を進めながらなるべく早く展開できるようにしていただければ、全体の活性にとっては効果があると思う。[委員長]

[委員]

○一番大事な事は港湾計画の改定と思う。これが第一歩と思うが、ここに列記されている整備機能の中で、港湾計画というのは第1期、第2期、第3期と3つ矢印があるがこれはその都度改定するという事か。

⇒年次計画にはそのように書いているが、これは予定であり改定の必要がないこともある。必要に応じて港湾計画の改定があることを理解していただければ。[事務局]

[委員長]

- 上屋を活用するために、2期目で計画を変えないといけないというイメージなのか。
- ⇒具体的にはまだ福岡県や国土交通省と詰めが出来ていないが、上屋を活用する場合は、現在上屋は物流施設となっており、商業施設に変えるためには計画の変更が生じるであろうという事で案として上げている。その他については改定の必要がある場合、各段階の前に軽微な変更になるのか、変更が要らないのかというところも含めて、一応計画に上げていると理解いただきたい。[事務局]
- ⇒計画の23年と27年の矢印についても必ずしもここであるかは分からない。前倒しできるのであれば前倒しして、次の展開に持っていく。ただしこういう手順を踏まなければならないとそういう理解で良いか。[委員長]
- ⇒そのようにご理解いただきたい。[事務局]

[委員]

- この港湾計画の改定は、1期の部分、ボートパークと飲食直売あたりを含めての改定という事か。
- ⇒第1期についてはボートパーク、飲食直売の平屋、イベント広場について改定をお願いしようと考えている。1つで出来るかどうかは詰めれていない。第一段階としてはこの3つの改定をお願いしようと考えている。[事務局]

[委員]

- 港湾計画改定の話があったので、港湾管理者としての立場と整備主体を含めたところを含めて再度確認を2つしたい。
- なぜ港湾計画を変えないといけないかというのは、従前も話をしたが県としてはこの芦屋港を整備するにあたって、本来は小型船溜まり機能を持った漁港区、それ以外は広域、つまり芦屋町だけでなく遠賀筑豊地域まで睨んだ広域の物流を担う港として、国に港湾計画を出し、それを前提とした予算がついて今まで管理してきた経緯がある。今回の議論のスタートになったように、その中で物流が育っていない、港の中で活かされていない土地が多数残されており、そこを芦屋町の方で活かしたいということであれば、そういった遊休地について港湾計画を変え、物流を外し、レジャー港として有効利用して良いですよという意味での港湾計画の改定でもある。
- プレジャーボート施設というものは、本来ここは一旦小型船溜まりとしての漁港として整備しており、さらにここにプレジャーボートとしての施設が港湾施設として必要かというのはこれから（国と）議論しなければならない。整備主体としてボートパークは福岡県と書かれているが、ここはこれから港湾計画を見直す中で本当に港湾施設として必要なのか議論し、港湾計画が改定されて初めて港湾管理者として整備主体になれるものであり、そういった事も含めた港湾計画を変更しなければならない。

整備主体といったありかたも含め、港湾計画の改定が遊休地に対しての芦屋町またはこの検討会の希望を聞いたうえで、逆に言うと遊休地について今回ゾーン設定しているように利用したければ、そのように港湾計画を変えなければならないという事を理解いただきたい。

また今回初めて10年という事業期間が事務局から出てきているが、概算事業費が算定中という中で、事業期間を決めるには当然事業費と事業期間はセットであり、事業費とどの程度の規模でどの程度の事業費がかかるか見えない中で、10年で終わるのか20年かかるのかというのは、この時点で10年というのは議論が早いのではないかという事を意見として申し上げておく。

[委員]

○第1期から第2期に移るための条件と言うのは、砂事業者が別の所に移るといふのがあると思うが、その他に第1期で進めている事業がどういう状況であれば第2期に移るのかなど条件は設定しているのか。例えば赤字であっても第2期に移るのか。

⇒第1期と第2期の違いは、上屋が複合施設になるが、事業者については第2期では移転ではなく事業の縮小という事でご理解いただきたい。第2期の整備については、第1期整備での芦屋港の賑わい状況や社会経済環境などを見たうえで、それ以降の整備が必要か検討して整備を進めて行きたいと考えている。[事務局]

⇒赤字が続くような状況だった場合によっては、第2期に進めない事もあるという事か。

[委員]

⇒そういった可能性もあると考えている。[事務局]

[委員]

○1つの事例として質問したいが、海釣施設は考え方として国土交通省のガイドライン等も紹介していただきそのとおりと思うが、具体的な話として資料4の1ページ、東波止と言われたが、その根元に物流用岸壁機能がまだ残っている状態にある。船が着くときにここが競合してくるため、こういったところをどの範囲にするか等まだまだ具体的な議論があると思う。こういった所を港湾計画の中で議論すると思うが、具体的な検討は密に詰めていただきたいと思う。

⇒東波止の海釣施設については、先程報告した内容はあくまで専門分科会の報告。これを基に基本計画を作り、それを基に福岡県はじめ関係機関と協議を進めたい。[事務局]

[委員]

○管理者からは、物流機能のゾーン設定については今後変更可能性があれば、もっと別の所に移る事も考えたいと事務局に申し入れていると思う。とりあえずゾーン設定として物流機能をここに持ってきているが、たとえ残すとしてもよりウォーターフロン

トが民間に開放できるような選択肢を、我々も港湾計画の改定の中でしっかり協力したいと思っている。

できればこのゾーン設定はコンプリートにせず、なるべく柔軟に、物流機能は残すがここに残した方が一番レジャーとして、ウォーターフロントと漁港に近いというように、なるべく弾力的に対応していただきたい。それであれば我々も全面的に改定に協力したいと思う。

[副委員長]

○海釣施設に関してだが、遠賀川の導流堤は国の河川局の施設と思うが、河川局にもこのように施設を利用して良いと確認をしているのか。

⇒このエリアが河川局のエリアという事は承知している。全体の開発の中で釣り場の観点として非常に要望が強いと報告している。今後芦屋町、福岡県等と十分に協議を重ねながらの第2段階の計画になって行くと思う。[会長]

[委員長]

○質問も尽きたようであるので、これで質疑を打ち切りたい。今回基本方針とそれに基づく年次計画が示された。もちろんこれは福岡県からもあったように、港湾計画を改定したうえでこういった方向に進めないといけない。まずはこのスケジュールに基づき港湾計画を改定していただき、基本方針に掲げられた方向性で今後是非進めていただきたいと思っている。今回皆さんには基本方針、年次計画について概ね了承いただいたという事で進めたい。

事務局で今後、基本方針、スケジュールに基づき関係各所と連携、協議を進め年次計画に示している期間で進めていただきたい。

3. その他

事務局より事務連絡

以上